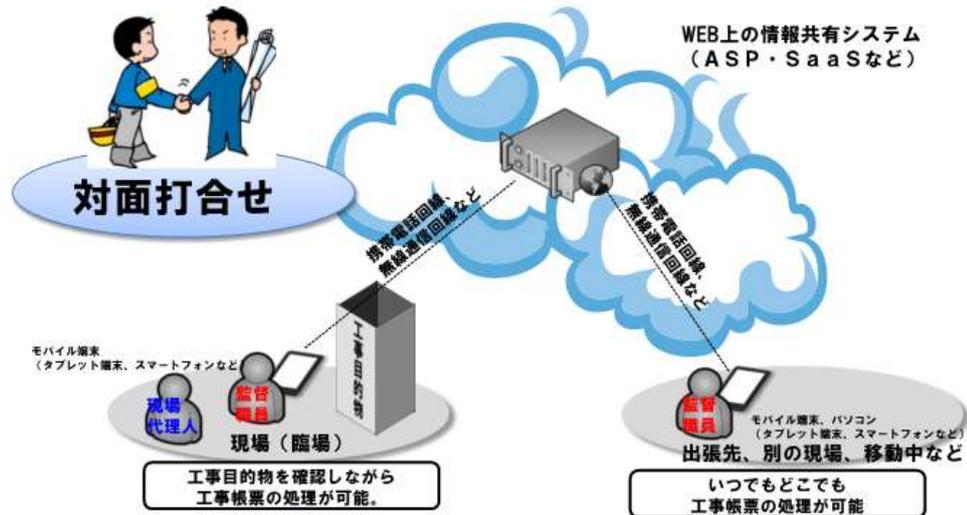


栃木県県土整備部情報共有システムの実施について（概要）

1 目的

工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、県土整備部が発注する建設工事において、「情報共有システム」を実施するために、必要な事項を定めるものである。



「情報共有システム」の期待される効果

- | | | |
|-------|-----------------|---------------------|
| 【両者】 | ① 対面による打合せ回数の削減 | ② 工事の情報交換や情報共有の迅速化 |
| 【受注者】 | ① 工事書類作成の効率化 | ② 工事書類提出の移動時間や経費の削減 |
| 【発注者】 | ① 複数の工事現場管理の効率化 | ② 工事資料の保管管理の省力化 |

「情報共有システム」では、工事施工中における受発注者がお互いに作成した工事書類等を、インターネット（ASP方式）を活用して情報の共有と有効活用するもので、工事書類管理の効率化、品質の向上、移動時間の削減など、業務の効率化、省力化を図ることが期待できる。

2 実施内容

- (1) 対象工事： 県土整備部が発注する原則全ての建設工事を対象とし、情報共有システムの利用を実施するものとする。
ただし、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認めた場合などは、実施しないことができる。
- (2) 適用： 令和2(2020)年10月10日以降に起工する工事から適用する。
- (3) 機能要件： 国土交通省の「情報共有システム提供者における機能要件」を満たすもの（11者（R02.7時点）の内、栃木県県土整備部が求める機能（PDF、SFCが表示可能なこと）を満たす（6者）の中から、受発注者が協議して決定する。
- (4) 工事帳票： 栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）で定義する「書面」とする。
具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」に必要な資料（添付資料を含む）のことをいう。
- (5) 利用経費： 建設工事（営繕工事を除く）では、「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、工事の共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれている。

※ 営繕工事は、別途要領を定め、実施するものとする。